



姶良市複合新庁舎建設検討委員会条例をここに公布する。

平成29年3月28日

姶良市長 笹山 義弘



姶良市条例第9号

姶良市複合新庁舎建設検討委員会条例

(設置)

第1条 本市における複合新庁舎（1つの施設の中には行政機能のほか、多様な機能を併せ持つ庁舎をいう。以下同じ。）建設に関する基本的な事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、姶良市複合新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。

- (1) 複合新庁舎建設に係る基本構想及び基本計画等の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、複合新庁舎建設に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、任期中委員がその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることがある。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)



- 第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
 - 4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

- 第7条 委員会の庶務は、行政管理課において処理する。

(委任)

- 第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(委員会の招集の特例)
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により委員長が定められない場合にあっては、市長が委員会を招集する。
(姶良市報酬及び費用弁償等条例の一部改正)
- 3 姐良市報酬及び費用弁償等条例（平成22年姶良市条例第41号）の一部を次のように改正する。
別表第1公共施設再配置検討委員会（大学教授以外の者）の項の次に次のように加える。

複合新庁舎建設検討委員会（大学教授等）	日額 15,000円
複合新庁舎建設検討委員会（大学教授等以外の者）	日額 4,400円